

平成十三年経済産業省令第五十五号

製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業に属する事業を行いう者のスラグの発生抑制等に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第十条第一項の規定に基づき、製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業に属する事業を行いう者のスラグの発生抑制等に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を次のように定める。

(目標の設定)

第一条 製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業に属する事業を行いう者(以下「事業者」という。)は、製

業を行いう者(以下「事業者」という。)は、製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業に属する事業を行いう者のスラグの発生抑制等に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を次のように定める。

(設備の整備)

第二条 事業者は、次に掲げる設備その他の鉄鋼

スラグの発生抑制等のために必要な設備を計画的に整備するものとする。

一 製鋼工程における原材料等の使用量を制御する設備その他の鉄鋼スラグの発生を抑制する設備

二 吹製設備、給水装置、脱水機、貯りゆう装

置その他の水砕スラグを回収し、及び再生資

源として利用できる状態にする設備

三 ジョークラッシャ、ロッドミルその他の破

碎設備、ふるい分け機、磁気選別機、ベルト

コンベア、貯りゆう装置、集じん機その他の徐冷スラグを回収し、及び再生資源として利

用できる状態にする設備

(技術の向上)

第三条 事業者は、次に掲げる技術の向上その他

の鉄鋼スラグの発生抑制等のために必要な技術の向上に計画的に取り組むものとする。

一 製鋼工程における生石灰その他の原材料等の使用の合理化により鉄鋼スラグの発生を抑制する製造方法の改良

二 土工用材用、道路用材用その他の有効な用途への鉄鋼スラグの利用の増進

三 港湾施設用、水質改良剤用その他の鉄鋼スラグの利用に係る新規の用途の開発(設備の運転の改善等)

第四条 事業者は、第一条の目標を達成するため、前二条に規定するもののほか、設備の運転の改善その他の鉄鋼スラグの発生抑制等のため必要な措置に計画的に取り組むものとする。

附 則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

(統括管理者の選任)

画的に取り組むための業務を統括管理する者を選任するものとする。

よう、鉄鋼スラグを加工するものとする。

一 道路用鉄鋼スラグに加工する場合にあっては、日本産業規格A五〇一五

二 コンクリート用高炉スラグ骨材に加工する場合にあっては、日本産業規格A五〇一一

三 コンクリート用フェロニッケルスラグ骨材に加工する場合にあっては、日本産業規格A五〇一二

四 前三号に掲げる製品以外に加工する場合にあっては、事業者と鉄鋼スラグを利用する者が協議して、用途に応じて定めた仕様(販売又は加工の委託)

一 コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用

二 コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用又はロックウール原料用

三 コンクリート用骨材用、道路用材用又は地盤改良材用又は肥料用

四 高炉に水砕スラグによる製鉄業スラグに係るスラグ

一 高炉に水砕スラグによる製鉄業スラグに係るスラグ

二 高炉に水砕スラグによる製鉄業スラグに係るスラグ

三 高炉に水砕スラグによる製鉄業スラグに係るスラグ

四 高炉セメント混合用、ポルトランドセメント混合用、セメントクリンカーコンクリート用骨材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用

五 高炉セメントクリンカーコンクリート用骨材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用

六 高炉セメントクリンカーコンクリート用骨材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用

七 高炉セメントクリンカーコンクリート用骨材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用

八 高炉セメントクリンカーコンクリート用骨材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用

九 高炉セメントクリンカーコンクリート用骨材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用

十 高炉セメントクリンカーコンクリート用骨材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用

十一 高炉セメントクリンカーコンクリート用骨材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用

十二 高炉セメントクリンカーコンクリート用骨材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用

十三 高炉セメントクリンカーコンクリート用骨材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用

十四 高炉セメントクリンカーコンクリート用骨材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用

十五 高炉セメントクリンカーコンクリート用骨材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用

十六 高炉セメントクリンカーコンクリート用骨材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用

十七 高炉セメントクリンカーコンクリート用骨材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用

別表(第六条関係)

区分	用途
一 高炉に水砕スラグによる製鉄業スラグに係るスラグ	高炉セメント混合用、ポルトランドセメント混合用、セメントクリンカーコンクリート用骨材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用
二 高炉に水砕スラグによる製鉄業スラグに係るスラグ	セメントクリンカーコンクリート用骨材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用
三 高炉に水砕スラグによる製鉄業スラグに係るスラグ	セメントクリンカーコンクリート用骨材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用
四 高炉に水砕スラグによる製鉄業スラグに係るスラグ	セメントクリンカーコンクリート用骨材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用
五 高炉に水砕スラグによる製鉄業スラグに係るスラグ	セメントクリンカーコンクリート用骨材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用
六 高炉に水砕スラグによる製鉄業スラグに係るスラグ	セメントクリンカーコンクリート用骨材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用
七 高炉に水砕スラグによる製鉄業スラグに係るスラグ	セメントクリンカーコンクリート用骨材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用
八 高炉に水砕スラグによる製鉄業スラグに係るスラグ	セメントクリンカーコンクリート用骨材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用
九 高炉に水砕スラグによる製鉄業スラグに係るスラグ	セメントクリンカーコンクリート用骨材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用
十 高炉に水砕スラグによる製鉄業スラグに係るスラグ	セメントクリンカーコンクリート用骨材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用
十一 高炉に水砕スラグによる製鉄業スラグに係るスラグ	セメントクリンカーコンクリート用骨材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用
十二 高炉に水砕スラグによる製鉄業スラグに係るスラグ	セメントクリンカーコンクリート用骨材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用
十三 高炉に水砕スラグによる製鉄業スラグに係るスラグ	セメントクリンカーコンクリート用骨材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用
十四 高炉に水砕スラグによる製鉄業スラグに係るスラグ	セメントクリンカーコンクリート用骨材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用
十五 高炉に水砕スラグによる製鉄業スラグに係るスラグ	セメントクリンカーコンクリート用骨材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用
十六 高炉に水砕スラグによる製鉄業スラグに係るスラグ	セメントクリンカーコンクリート用骨材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用
十七 高炉に水砕スラグによる製鉄業スラグに係るスラグ	セメントクリンカーコンクリート用骨材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料用